令和３年１２月２２日

福井県知事

　杉　本　達　治　様

福井県労働者福祉協議会

会　長　横　山　龍　寛

**令和４年度の予算編成期に係る諸制度への要望書**

福井県におかれましては、日頃より県民のくらしの向上、福祉の充実に御尽力されていますことに対し、心から感謝を申し上げます。

　また、日頃は福井県労働者福祉協議会（労福協）に対しまして、ご指導とご支援を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

　福井県労働者福祉協議会は、「すべての働く人たちの幸せと豊かさを目指して、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくる」を理念とし、困窮や社会孤立をなくし「助け合い・支え合い」を社会に根付かせ、持続可能な地域共生社会を作り上げていくことを目指しています。労働者福祉運動は、その時々によって取り組む課題は変えつつも、働く人の福祉の実現に向けて、社会の直面する格差と貧困、人口減少、高齢化など様々な問題に向き合い、協同の力で取り組みを進め、労働者が暮らしやすい社会の実現に寄与したいと考えています。

　また新型コロナウイルス感染も、ワクチン等の対策で若干落ち着いてきましたが、働く人の暮らしはまだまだ先の見通せない状況が続いており、生活不安・将来不安といったことは一向に改善していません。こういった時こそ、あらためて人と人の「つながり」や「助け合い」といった協同の大切さが重要になっています。

　上記のように、労働者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。私たちは、労働者自主福祉運動の推進を積極的に取り組んでいく上で、福井県労福協・労働者福祉事業団体からの要望を次の内容にとりまとめました。是非実現できますようご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

**【最重要事項】**

**1. 県、市町および労福協との情報交換会等の実施について**

県内で働く労働者とその家族の福祉関連諸課題の解決につながるよう、福井県をはじめ県内自治体の施策に対して、私ども福井県労働者福祉協議会（労福協）の各事業団体も積極的な参加と連携が必要と考えます。

そのためにも、県および市町の担当者および労福協の各事業団体担当者との情報交換を行う場の設置をしたいと考えますので、ご参加とご協力をお願いします。

情報交換については、各自治体の施策に対して私たちができる事を検証し、また、私ども労福協の取り組みをはじめ、全国の労福協の成功事例や、改善が求められる諸課題などを報告する事によって、双方の取り組みに生かせるものと考えます。

**＜参　考＞**

**（１）労福協側から提供できる情報例（全国の労福協が取組む課題）**

貧困と格差・こどもの貧困対策、大学等高等教育機関の授業料の低減および奨学金問題、生活困窮者自立支援制度の拡充、フードバンク事業、自死・多重債務対策、障がい者雇用、メンタル・ハラスメント対策など。

**（２）「情報交換の場」の考え方**

私どもが県、市町の窓口にお願いしている労働行政担当者の方々との情報交換を想定しています。なお、情報交換から具体事業に展開する場合は、専門部局のご担当にもご協力を頂きたいと考えています。

**【重要事項】**

**２．各事業団体が実施する事業関連の要請**

1. **自転車保険加入の義務化に向けての協議会の設置について**

自転車事故によって重大なケガや損害の発生による高額賠償事例の発生が相次いでいます。加害者、被害者が事故によって生活困窮に陥ることを防ぐ視点から、この間、自転車保険・共済の県条例施行による加入の義務化を要望してきましたが、このたび「福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例(仮称)の骨子(案)」として、保険・共済加入の義務化を含む内容でとりまとめられましたことに感謝申し上げます。

県民の安全と生活を守る施策として大きな前進だと考えます。

そのうえで、自転車保険・共済の加入義務を広く県民に周知するためにもその過程においては保険・共済の実施主体である事業者の取り組みが必要不可欠であると考えます。県として事業者との連携の具体的な対応として事業者と県による協議会等の設置について検討いただくよう要望します。

**（2）制度融資「勤労者生活安定資金」の活用促進について**

福井県下のすべての自治体が参加し、勤労者の方々が幅広く利用できる現行制度（預託金方式）は、他県に比して全県民（全市町の制度）が同一条件であるなど、福井で働く勤労者の福祉向上に必要な融資制度であります。低利で安心な「勤労者生活安定資金」を広く県民・勤労者の皆さんに周知し家計負担を軽減することに役立てて戴くため事業の継続と引続き「県の広報誌・ホームページ」等に掲載し周知戴くことをお願いします。

　　なお、昨年度にご理解を頂いた、制度の見直し等にかかる協議を進めたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

**（3）福井県勤労者住宅利子補給制度の継続について**

福井県勤労者住宅利子補給制度は、制度発足時から県内勤労者の住宅取得促進や借入費用の負担軽減など、勤労者への支援制度として非常に大きな役割を果たしております。

平成２８年度 ２００件 ７億７，８１０万円（所得金額制限３５０万円）

平成２９年度 １３６件 ５億０，１９２万円（　　　　　〃　　　　　）

平成３０年度 １３１件 ４億８，６０５万円（　　　　　〃　　　　　）

令和　元年度 １９６件 ７億５，０９８万円（所得金額制限４００万円）

令和　２年度 １９５件 ７億６，２５３万円（　　　　　〃　　　　　）

令和　３年度 １５０件 ５億９，７０５万円（　　　　　〃　　　　　）

（８月末実績）

このように、県内勤労者の住宅取得支援制度としての福井県勤労者住宅利子補給制度は定着しています。また、令和元年度より所得金額の制限を３５０万円から４００万円に引き上げていただいたことにより、より多くの勤労者にご利用いただく制度となりましたが、一方で、ご利用者の多くから、融資件数の上限や所得制限の上限の引き上げの要望も強くなっています。財政厳しい状況とは存じますが、改定のご検討を含め、来年度も引き続きの継続をお願いします。

**（4）教育ローン「奨学金借り換え専用プラン」の周知・活用について**

奨学金の返済が生活困窮の一因となっていると言われ社会問題となっております。

また、2019年10月の奨学金返済猶予制度の期限終了に伴い、多くの奨学金利用者が返済困難になることが予想されています。

奨学金返済困難に陥っている勤労者に対する金融支援を行うことは、協同組織の福祉金融機関としての役割と考え、2019年1月に教育ローン「奨学金借り換え専用プラン」の取り扱いを開始しました。

つきましては、教育ローン「奨学金借り換え専用プラン」を広く県民・勤労者の皆さんに周知して戴くため「県の広報誌・ホームページ」等に掲載し周知戴くことをお願いします。

併せて、県立大学の学生の皆様をはじめ、県内の大学生の方を対象とした金融知識の教育の場を設けていただき、奨学金返済困難者のさらなる多重債務を避けるなどの教宣施策についてもご支援いただきますようお願いします。

**（5）「こころ支えるネットワーク事業」の周知と県補助事業継続について**

福井県労働者福祉協議会「こころ支えるネットワーク事業」は、県の補助事業「働く人の心健やかサポート事業」として実施しており、専用相談ダイヤルには、働く人のメンタルヘルスに関する多くの相談が寄せられています。

特にコロナ禍の状況が長く続いていることもあり、仕事、人間関係に関する悩みが多く、いずれも相談する場がなければメンタル不調につながりかねない問題と考えています。

今後も「心のよりどころ」としての役割を果たすため「こころ支えるネットワーク事業」を県民の皆様に広く知っていただき利用頂くためにも、県の刊行物やホームページなどへの掲載と、県内各所へのチラシの配架などにご協力をお願いするとともに、引き続き、補助事業としての運営に対する県のご指導とご支援をお願い致します。

（参考）「働く人の心健やかサポート事業」における相談件数実績

　　　　　平成28年度　200件

　　　　　平成29年度　237件

　　　　　平成30年度　167件

　　　　　令和 元年度　210件

　　　　　令和 ２年度　241件

令和 ３年度 122件（9月末現在）

**（6）メンタルケア・スペシャリスト活動に対する支援について**

メンタルケア・スペシャリスト（以下、ＭＣＳ）活動の支援事業については、福井県より資格取得費用の一部補助をいただいたことにより、5年間で151名の方が資格を取得することができました。これもひとえに福井県のご支援の賜物と感謝申し上げます。

現在は、ＭＣＳ資格者のフォローアップ研修として、県立病院や大学病院等の専門の先生に講師をお願いし、職場等でのメンタルに対する不調予防や接し方、またセルフケアや早期に発見する方法など、メンタルヘルスの対処方法の講演・研修会を実施して、資格取得者個々人の知識の向上を図り、職場での実践に役立ててもらいたいと考え研修会を実施しています。さらには各団体や企業がメンタルヘルス研修会時の講師の派遣要請があれば、講師派遣も要請に応えています。

今後もＭＣＳ資格を活用した、メンタルケア活動の充実と継続を図って参りたいと考えておりますので、引き続き県のご支援ご協力をお願いするものです。

**（7）労働相談事業の継続及び支え合い助け合うための**

**ネットワークづくりについて**

現在、コロナ禍の影響により、雇用関係等についての悩み相談が多く寄せられており、労使相談センターの存在は、労働者の方々に必要なものとなっています。ただ、県内には労使相談センターを知らない非正規労働者などを含む未組織労働者の方々の声が、まだまだ拾い上げることができていないと感じています。「労使相談窓口」があることを知ってもらい利用いただくために、今後も労働相談事業を継続いただき、また窓口の周知につきましてもご協力いただくようお願いします。

また、コロナ禍で苦しむ県民の相談は各方面の相談機関に寄せられ、相談者からの声に加えて、相談を受ける対応者の疲弊の声も聞かれたところです。労福協では、県労使相談センターを含めて、支え合い助け合うためのネットワークづくり（労福協加盟団体・行政・関係団体・専門家などとの連絡会等）を行い、このネットワークの相談所に相談すれば、相談者がスムーズに希望の相談所が分かるような仕組みを作り上げ、地域で互いに助けあえる「地域共生社会」の実現の足掛かりにしたいと考えておりますので、福井県のご協力とご指導を是非ともお願い致します。

以　上